

令和6年度 事業計画書

児童発達支援事業おひさまキッズ
(児童発達支援事業・放課後等デイサービス)

1. 基本理念

児童発達支援事業おひさまキッズは、「療育の最大の目的は、子どもの幸福である。」との理念に基づき、「子どもにおける最大の環境は、療育者自身である。」との自覚を持ち、児童の主体性と個性を尊重し、様々な場面において可能な限り自己決定できるよう支援する。

2. 基本方針

当事業は、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」に則り、子どもの「たのしそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に、子どもが主体的に日常生活における基本的動作及び知識技能を習得できるように支援する。

また、生活能力の向上のために必要な経験が出来るような環境を提供し、及び社会との交流を図ることができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて個々に合わせた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

3. 事業内容

当事業所は、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の多機能型事業所として定員10名の定員で事業運営にあたる。

令和6年度においても昨年度同様、児童発達支援事業を中心とした事業を運営していくこととし、児童発達支援管理責任者をはじめ、より専門性を追求できるよう各事業所、関係機関と連携して業務にあたる。

当事業所をご利用後、隣接する障害児入所施設和光学園（施設入所・短期入所・日中一時支援事業）のサービスを利用されるケースもあることから、スムーズにご利用いただけるよう事業所間で連携を強化していく。

また、法人内職員と交流・研修を行うことで、児から者への見通しを持てる移行支援や、利用者にとってのより良い支援を考え、実践できる機会を作る。

(1) 児童発達支援事業

- ①活動や遊びを通して、友達や支援者との関わり、社会性やルールを身に付けることができるよう支援する。
- ②幼稚園、保育園への就園を見据えた支援、または併行通園利用児においては幼稚園、保育園生活の充実に向けて、集団適応や運動機能の向上、情緒の安定や日常生活動作の自立を目標に、発達段階による支援等を保護者や関係機関と連携して行う。
- ③児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公開する。

(2) 放課後等デイサービス事業

- ①活動を通して社会性やマナーを学び、集団の中でのコミュニケーションスキルを身に付けることができるよう支援を行う。
- ②一人一人の特性に応じた支援を行い、学校生活や地域生活のサポートの場となるよう努める。
- ③放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公開する。

4. 療育方針

(1) 児童発達支援事業

- ・基本的運動機能・体力を養う。(感覚・運動・模倣・制作遊びなど)
- ・集団生活適応の訓練(他者を意識した遊びや順番を待つなど)
- ・「伝わった」「やってみたい」「できた」「じぶんでできた」が得られる、安心感を持てる環境を作る。
- ・楽しくおいしく食べられる力をつける。
- ・すっきりした、自分でできたと感じられる排泄支援。
- ・心地良い、自分でできた達成感を味わえる着脱支援。

(2) 放課後等デイサービス事業

- ・日常生活動作の習得。
- ・認知機能の向上及び改善を図る。
- ・個々の特性を理解し、自発的に取り組める方法を見つける。
- ・人を大切にする力を育てる。
- ・自分の考えを持つ力を育てる。
- ・自分を表現する力を育てる。
- ・チャレンジする力を育てる。

(3) 家族に対して

- ・保護者の困り感、児童や家庭の状態を把握した療育の提供を目指す。
- ・懇談会や保育参加、個別相談を通して、障がいの特性を理解し受容を促進する。
- ・親子行事などを通して、家族同士の交流・情報交換の場の提供をする。

(4) 地域に対して

- ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮を目指し、可能な限り地域との交流に向けた取り組みを行う。
- ・ボランティアの受け入れにより、多様性の理解を広げる。
- ・健診後の支援活動と各機関との連携。

5. 指導方法

(1) 児童発達支援事業

①個別療育

- ・子どもが通う幼稚園や保育園、学校また病院などとの情報交換及び連携を図る。
- ・個々の特性に応じた遊びや小集団での活動を行う。

②集団療育

- ・親子通園では、親を中心とした対人関係からの広がりを培う。
- ・単独通園では、様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるように支援する。
また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通して「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。
- ・音楽療法士によるリトミックを通し、五感を意識して使う感覚を身につける。
- ・社会体験学習では、クッキングや外食など様々な体験をする事で「楽しい」経験を広げられるようにする。
- ・動く、止まる、など体の動かし方を調整する力を身につけられるようにする。

(2) 放課後等デイサービス事業

- ・本人に適した支援を提供できるよう、個別の評価と連携を適宜行う。
- ・認知作業トレーニングの活用による認知機能の向上。
- ・体を動かす活動を取り入れ、感情のコントロールや認知機能の向上を育てる。
- ・集団遊びを通して人との関りを学び、自分を表現する力や人を大切にする力を育てる。
- ・振り返りの時間を作り、自分の考えを持つ力や人の意見を聞く力を育てる。
- ・失敗しても自分で考えてやり直す経験を持たせ、チャレンジする力を育てる。
- ・日常生活動作について、個別に対応することで、自分でできる事を増やす。
- ・自分が夢中になれる事を見つけられるよう、好きな活動に取り組める時間を作る。
- ・安心感を持って過ごせる場所として機能することで、自己肯定感を高める。

(3) 家族に対して

- ・定期的な個別懇談による悩み、状況、課題などの掌握に努める。
- ・保護者との交流の場の提供を行う。
- ・障がいについての勉強会や資料の提供を行う。

(4) 県障害児等療育支援事業との連携

- ・臨床心理士や理学療法士、作業療法士や言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言したり、支援の手がかりにする。

6. 事業運営管理

(1) 会計事務処理

会計処理において、経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続き等においては、経理規定等に則り、正規の簿記の原則に従い3つの要件①網羅性②立証性③秩序性を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財務状態及び経営成績を適正に把握できるように正確な経理処理を行う。

(2) 安全対策・防災対策

事故や災害等に対する認識を深めるため、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努める。また、園庭及び施設設備の保全に万全を期し、児童の安全確保に努める。

また、大規模災害発生時においても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるために業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

そして従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(3) 保健衛生

登園時の健康観察、検温等による健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。疾病を持った児童に対しては、保護者・関係機関と連携し安定回復に努める。

また、うがい・手洗い・歯磨きの励行・衣服調整等の意識付けを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、前述の防災対策等同様、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じるものとする。

そして従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 給食

栄養のバランスや適切な摂取カロリー等、児童に合った形態の食事の提供を行うことにより、食事の面から児童の健康を支援する。

(5) 職員研修

職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識の向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種外部研修会への参加を奨励する。また種々の資格取得について奨励し支援する。

また、法人内の職員と交流・研修を行うことで、児から者への見通しを持てる移行支援や、利用者にとってのより良い支援を考え、実践できる機会を作る。

(6) 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原則として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止を目指して設けた、児童の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を行う。

また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた「社会福祉法人愛光会 人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし、法人から独立した外部有識者で構成する第三者委員会を設ける。第三者委員は5名とし、人権擁護を推進し、相談・苦情解決の円滑・円満な解決を図る。

児童及び家族の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

(7) 利用者並びに職員等にかかるマイナンバー（個人番号）の取り扱い

平成27年10月より施行された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー制度）による利用者の個人番号については、社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規程等に基づき、適正に管理する。

また、職員分についても当法人就業規則等関係規定や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人ファイル等を部外者へ提供する等、不正がないよう慎重に取り扱う。

(8) 地域貢献（公益的活動）

市社協や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用し、地域生活支援の拠点の1つとなり、子どもの貧困問題等に対して居場所作りや学習支援など、事業所の特性を活かして継続的に実施できる地域貢献活動の検討・準備を行う。

(9) 法令遵守

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

(10) 広報

児童発達支援事業及び放課後等デイサービスのパンフレットを作成・修正する。

ホームページから事業所についての情報にアクセスしやすいよう、適宜更新を行う。

年に1回、保護者へアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公開する。

(11) その他

昨年度は鹿児島県障害児通所支援事業所の安心・安全対策支援事業として、送迎用バスに子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置を実施。

来年度に向けて、ICTを活用した子どもの見守り支援事業や登降園管理システム支援事業の運用を検討し、障害児通所支援事業所における子どもの安心・安全を確保するとともに事業の効率化を目指す。

7. 年間行事予定計画

(1) 行事予定

4月	・保護者懇談会	10月	・ミニ運動会 ・アンケート調査	・個別評価 ・保護者学習会
5月	・身体測定 ・避難訓練	11月	・身体測定 ・避難訓練	・幼保訪問
6月	・個別評価 ・保護者学習会	12月	・クリスマス会	・餅つき
7月	・身体測定 ・学校訪問	1月	・身体測定 ・幼保訪問	・保護者懇談会 ・自己評価結果の公表
8月	・一日防災の日 ・保護者学習会	2月	・個別評価	・親子行事 ・総合防災訓練
9月	・身体測定 ・保護者懇談会	3月	・身体測定 ・卒園式	・親子遠足 ・個別面談 ・学校との連絡会

(2) 月例行事

- ・職員会議
- ・身体拘束検討会議
- ・ケース会議
- ・講座活動（リトミック・第4火曜日）
- ・社会適応訓練（祝日開催）